

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第150号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条中 「医務審査課
生活衛生課」 を「医務衛生課」に改める。

第2条第2項の表保健医療課の項中「動物愛護係長 事業推進係長」を削り、同表医務審査課の項を削り、同表生活衛生課の項中「生活衛生課」を「医務衛生課」に、「薬務係長」を「薬務係長 動物愛護係長 事業推進係長」に改める。

第6条保健医療課の項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第26号までを1号ずつ繰り上げ、同項第27号中「第29号」を「第28号」に改め、同号を同項第26号とし、同項第28号から第30号までを1号ずつ繰り上げ、同項第31号中「、小児慢性特定疾病審査会及び食品衛生責任者養成講習会選定委員会」を「及び小児慢性特定疾病審査会」に改め、同号を同項第30号とし、同条医務審査課の項を削り、同条生活衛生課の項中第9号を第12号とし、第6号から第8号までを3号ずつ繰り下げ、第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律及び動物の飼育管理と愛護に関する条例（昭和46年京都府条例第30号）による事務の統轄に関すること。

第6条生活衛生課の項中第4号を第6号とし、第1号から第3号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 医務関係法令に関する事務に関すること。

(2) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法による事務の統轄に関すること。

第6条生活衛生課の項中「生活衛生課」を「医務衛生課」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)